

令和4年5月

教育委員会定例会議案等

新潟市教育委員会

令和4年5月教育委員会定例会議事日程

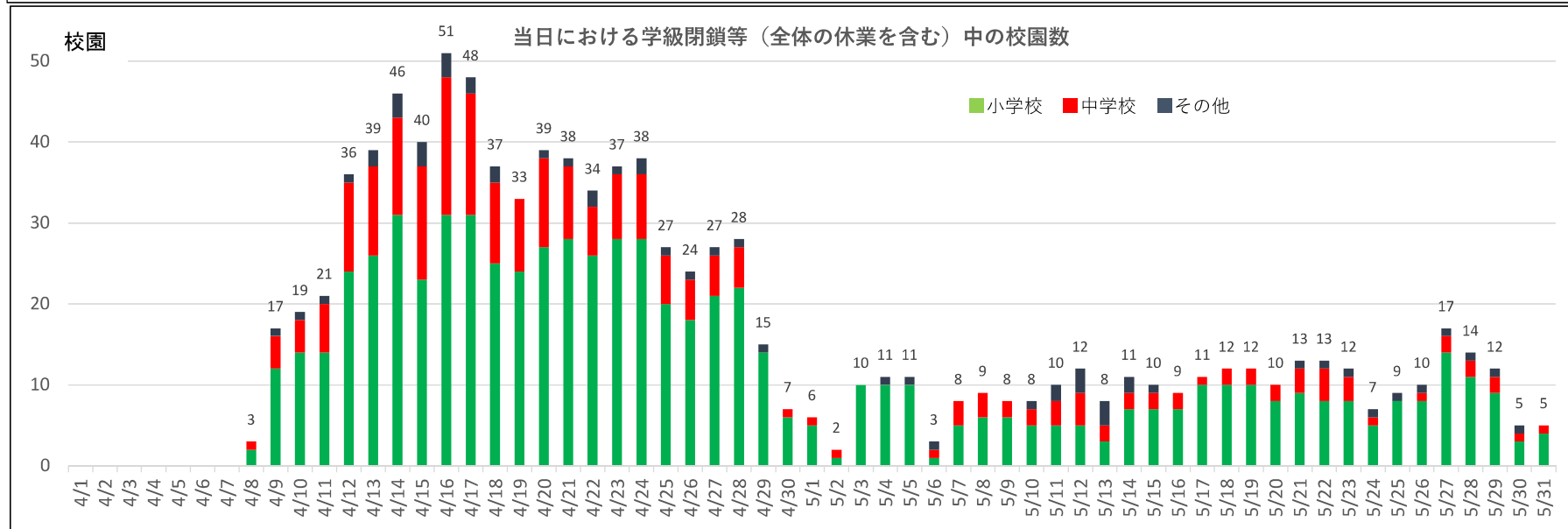
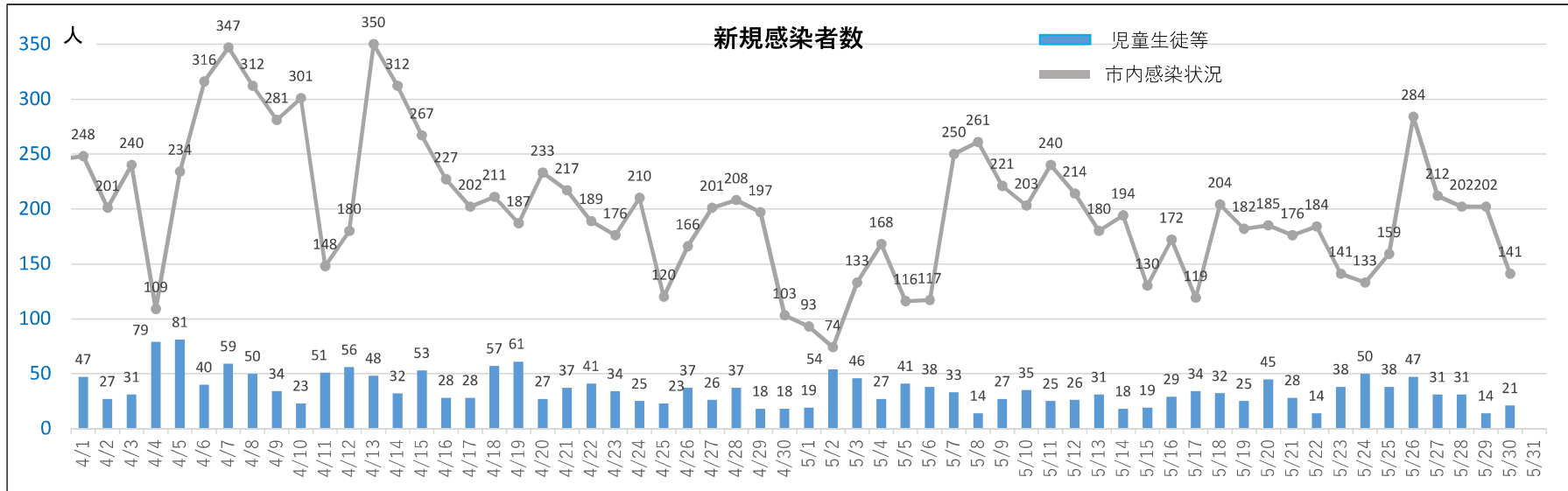
新潟市教育委員会

日 時	令和4年5月31日（火） 午後3時30分 開会
場 所	新潟市役所ふるまち庁舎4階 教育会議室1
日 程	<p>第1 会議録署名委員の指名</p> <p>第2 付議事件 議案第10号 令和4年6月議会定例会の議案について…………… 1</p> <p>第3 報告 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染状況について……………当日配布 ・ 令和5年度使用教科用図書に関する資料の作成について…………… 1 ・ 令和3年度「体罰及び不適切な言動に係る 実態把握（調査）」の概要について…………… 4 ・ 令和5年度市立学校管理職選考検査について…………… 5 ・ 新潟市教科用図書審議委員の委嘱について……………当日配布 ・ 和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分について……………当日配布 </p> <p>第4 次回日程 6月定例会 令和 4年 6月27日（月）午後3時30分</p> <p>第5 閉会</p>

報 告

市立学校園における感染者及び学級閉鎖等の状況（令和4年4月以降）

令和4年5月31日
教育委員会
追加資料1



文部科学省からの通知に基づき、学校生活における児童生徒等のマスク着用について改めてご留意いただきたい点をまとめました。

追加資料 2

新教支第274号
新教保第361号
令和4年5月25日

市立学校園長 様

新潟市教育委員会
学校支援課長
保健給食課長

学校生活における児童生徒等のマスクの着用について

標記について、別添のとおり文部科学省から学校生活においてマスクの着用が不要な場面の例などが示されました。これを踏まえ、下記のとおり留意いただきたいポイントをまとめましたのでお知らせします。

引き続きマスクの着用を含む基本的な感染対策は重要であり、この通知はこれまでのマスク着用の取扱いを変更する趣旨のものではありませんが、下記に示す事項に留意しながら、児童生徒等に対し場面や状況に応じた適切な声かけや配慮を行うようお願いします。

記

1 基本的な考え方

- 屋外や屋内を問わず、十分な身体的距離（2 m以上を目安）が確保できる場合は、マスクの着用は必要ありません。
- 気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外してください。

2 学校生活においてマスクの着用が不要な場面及びそれに際した留意事項

（1）体育・保健体育

体育・保健体育の授業においては、十分な身体的距離がとれる場合には、マスクの着用は必要ありません。なお、屋内で実施する場合には、こまめに換気を行い、呼吸が激しくなるような運動を避けたりするなど、ご留意ください。

（2）部活動

部活動の際は、十分な身体的距離がとれる場合にはマスクの着用は必要ありません。体育・保健体育における留意点に準じつつ、近距離で組み合ったり接触したりする運動やその他の活動については、各競技団体が作成するガイドラインに沿って対応してください。

なお、活動の前後も含めた十分な感染対策を講じることや大会の参加に当たっての留意点については、令和4年4月28日付新教支第151号のとおりです。

(3) 登下校時

登下校時について、熱中症リスクの高い夏場は、熱中症対策を優先し、マスクの着用は必要ありません。特に、自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい年齢の子どもに対しては、登下校時にはマスクを外すよう積極的に声をかけるなどの指導をしてください。その際は、人と十分な距離を確保し、会話を控えることも併せて指導してください。

なお、スクールバスや公共交通機関を利用する場合は、マスクを着用するなどの感染対策が必要です。

(4) その他の学校活動

休憩時間における運動遊びや屋外で行う教育活動（自然観察・写生活動等）、屋内での個人で行う読書や調べたり考えたりする学習など、人との距離が確保でき、会話をほとんど行わないような場合には、マスクの着用は必要ありません。

3 幼稚園における感染症対策

幼児については、身体的距離にかかわらず、マスクの着用は一律には求めず、無理に着用させる必要はありません。学校衛生管理マニュアル第5章にあるとおり、幼児一人一人の発達の状況を踏まえ、幼児の体調に十分配慮した対応を取ってください。

感染対策に留意した遊びの工夫や、幼児の発達を踏まえた衛生管理の工夫等を集めた事例集を参考にしてください。

【幼稚園等再開後の取組事例集】

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00456.html

4 いじめや偏見、差別につながらないような配慮

様々な理由からマスクの着用を希望する子どもたちに対しても、様々な事情からマスクの着用が困難な子どもたちに対しても、同じように配慮しながら、マスクを着用すること・しないことが、いじめや差別・偏見につながらないよう、指導してください。

5 保護者等への周知

マスクの着用についての指導に際しては、学校のみならず、保護者や地域の皆様のご理解やご協力も必要です。学校だより等を通じて学校での取組を情報発信するなど、周知くださいますようお願いいたします。

なお、参考として、厚生労働省及び文部科学省が作成したリーフレットを添付いたしますので、ご活用ください。

分類 7300

担当 新潟市教育委員会

学校支援課 電話 025-226-3256

保健給食課 電話 025-226-3206

子どものマスク着用について



人との距離（2m以上を目安）が確保できる場合
においては、マスクを着用する必要はありません。
また、就学前のお子さんについては、
マスク着用を一律には求めていません。



就学児について

（小学校から高校段階）

マスク着用の必要がない場面

屋外

- ・人との距離が確保できる場合
- ・人との距離が確保できなくても、
会話をほとんど行わないような場合

＜例＞離れて行う運動や移動、

鬼ごっこなど密にならない外遊び

＜例＞屋外で行う教育活動（自然観察・写生活動等）

屋内

- ・人との距離が確保でき、
会話をほとんど行わないような場合

＜例＞個人で行う読書や調べたり考えたりする学習



学校生活

屋外の運動場に限らず、

プールや屋内の体育館等を含め、**体育の授業や運動部活動、登下校の際**

※運動部活動において接触を伴う活動を行う場合には、各競技団体が作成するガイドライン等を確認しましょう

※活動中以外の練習場所や更衣室等、食事や集団での移動を行う場合は、状況に応じて、マスク着用を含めた感染対策を徹底しましょう

高齢の方と会う時や病院に行く時は、マスクを着用しましょう。

保育所・認定こども園・幼稚園等の 就学前児について

2歳未満

マスクの着用は推奨しません。

2歳以上の就学前の子ども

他者との距離にかかわらず、**マスク着用を一律には求めて
いません。**マスクを着用する場合は、保護者や周りの
大人が子どもの体調に十分注意した上で着用しましょう。



気をつける
ポイント

▶ 夏場は、熱中症防止の観点から、マスクが必要な場面では、
マスクを外すことを推奨します。

▶ マスクを着用しない場合であっても引き続き、手洗い、
「密」の回避等の基本的な感染対策を継続しましょう。

※その他地域の状況に応じて、講じられている対策がある場合、それを踏まえ対応をお願いします。



厚生労働省と連携し、マスク着用の考え方について周知するためのリーフレットを作成しましたので、お知らせいたします。

事務連絡
令和4年5月25日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

マスクの着用に関するリーフレットについて

児童生徒等のマスクの着用については、昨日発出した「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」（令和4年5月24日文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）においてお示ししたところですが、このたび、厚生労働省と連携し、別添のとおりマスク着用の考え方について周知するためのリーフレットを作成しましたので、お知らせいたします。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人担当課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所轄の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して、本件を周知されるようお願いいたします。

<本件連絡先>
初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)

令和4年6月3日

新潟市教科用図書審議委員長 様

新潟市教育委員会
教育長 井崎 規之

令和5年度使用教科用図書に関する資料の作成について（諮問）

このことについて、下記のとおり諮問いたしますので、調査審議の上、答申賜りますようお願いいたします。

記

1 諮問事項

令和5年度使用教科用図書に関する資料の作成について

2 諮問理由

令和5年度使用教科書の採択について、特別支援学校・学級で使用する一般図書採択での適正な実施を図るため、教育委員会が採択する際に参考となる資料の作成について諮問します。

採択基準について

下記に基づき、新潟市や学校の実態及び児童生徒の心身や学力の実態による教育的必要性を的確にとらえ、最も適していると判断される一般図書を採択する。

- 特別支援学校・学級において使用する一般図書は、毎年度異なる図書を採択することができる。その際、県教育委員会が提供する「研究資料」を活用し、十分に調査研究を行い、教科の主たる教材としての内容を具備した教育上適切であると判断されるものを採択する。

新潟市教科用図書審議委員会設置要綱

新潟市教育委員会

(設 置)

第1条 新潟市教育委員会に、「新潟市教科用図書審議委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(任 務)

第2条 委員会は、教科用図書について調査研究を行なうとともに、教育委員会からの諮問に応じ、答申するものとする。

(組 織)

第3条 委員会は、小学校長、中学校長、特別支援学校長、高志中等教育学校長、教科に造詣の深い教員及び児童生徒の保護者代表を含む一般有識者からなる委員をもって組織し、教育委員会が委嘱する。

2 委員会内に教科用図書採択の年度に応じて、小学校教科用図書審議会、中学校教科用図書審議会、特別支援教育教科用図書審議会、高志中等教育学校前期課程教科用図書審議会を組織する。

(役 員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

- ① 委員長 1人
- ② 副委員長 1人
- ③ 審議会代表 小学校教科用図書審議会、中学校教科用図書審議会、特別支援教育教科用図書審議会、高志中等教育学校前期課程教科用図書審議会 各1人

2 委員長は、委員会を招集し会議をつかさどる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

4 審議会代表は、審議会を招集し会議をつかさどる。

5 委員長、副委員長は委員の互選によって決める。

6 審議会代表は、委員長が委嘱する。

(研究調査)

第5条 委員会に教科用図書の専門的事項を調査研究させるため、調査部を設置し、必要数の調査員を置く。

2 調査員は、小学校、中学校、特別支援学校、高志中等教育学校の校長及び教員の中から

選ぶものとし、委員会の推薦に基づき教育委員会が委嘱する。

- 3 特別支援教育教科用図書調査員については、必要に応じて保護者の代表を加えることができる。

(委員等の任期)

第6条 委員等の任期は、当該年度末までとする。ただし、再任は妨げない。

(事務局)

第7条 この委員会の庶務に関する事項は、学校支援課において行なう。

附 則

この要綱は平成13年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

- 2 「新潟市立高志中等教育学校前期課程平成24年度使用教科用図書選定委員会設置要綱」は廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

令和3年度「体罰及び不適切な言動に係る実態把握（調査）」の概要

1 調査対象者

新潟市立小学校，中学校，特別支援学校，高等学校及び中等教育学校の児童生徒，保護者及び教職員

2 調査対象期間

令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

3 調査内容

「体罰」と「不適切な言動」の定義を以下のように変更し定め，これらを「受けた」「見た」「行った」ことがあるかどうかについて調査を行った。

「体罰」とは

児童生徒に対して，殴る，蹴るなどの身体に対する侵害行為を行ったり，長時間の正座や直立姿勢を保持させたりするなどの肉体的な苦痛を伴う行為を強制すること。

「不適切な言動」とは

児童生徒に対して，人格を否定するような発言をしたり，暴言や怒鳴り声を浴びせて威圧したり，身体や容姿をからかったりするなどの精神的な苦痛を感じさせること。

4 事実関係の把握と該当性の判断

「体罰」と「不適切な言動」を「受けた」「見た」「行った」と記載された調査用紙について，教育委員会が管理職から聞き取り調査を行った。教育委員会が事実関係を把握した上で「体罰」と「不適切な言動」に該当するかどうかを判断した。

5 実態把握の結果

教育委員会が「体罰案件」と「不適切な言動案件」として対処した件数は以下のとおりであった。

	小学校	中学校	特別支援学校	高等学校 中等教育学校	計
体罰案件	2 (2)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	2 (4)
不適切な 言動案件	4 (7)	0 (4)	0 (0)	0 (0)	4 (11)

* () 内の数は，令和2年度調査における数。

*今年度の案件については，すべて懲戒及び訓戒として対処した。

6 未然防止に向けた今後の取組について

研修資料を活用し，「体罰」や「不適切な言動」が起きた背景や要因を考えたり，未然防止に向けた具体的な方策を検討したりする場をつくるよう各校園に働きかける。教職員に対する研修の充実を図ることで，今まで以上に教職員の人権意識を高めるとともに，「体罰」や「不適切な言動」を許さない，見逃さないという意識の高揚を図る。

令和5年度新潟市立学校管理職選考検査について

I 校長選考

採用予定数	35人程度（昨年度31人採用）
受検資格	① 新潟市学校園の教頭として3年以上の勤務経験のある人 ② 原則として58歳以下の人
日程	5月18日(水) 通知 7月30日(土) 第1次選考検査 13:30～15:30 内容：論文 10月中旬 第2次選考検査 内容：面接①（人物） 面接②（学校経営，人事管理・育成） 3月上旬 結果通知（内示）

II 教頭等選考

採用予定数	45人程度（昨年度37人採用）
受検資格	① 勤務経験15年以上の人（「主幹教諭のみ」の受検は、勤務経験13年以上）とし、その内8年以上を新潟市や新潟県の公立学校教員として勤務した人。 ② ①に準ずる人（8年以上の勤務経験に行政機関や大学等の異動・割愛期間も含む）。 ③ 教頭（主幹教諭との併願も含む）：年齢が39歳以上の人 主幹教諭のみ：年齢が37歳以上の人 ④ 中堅教諭等資質向上研修（12年経験者研修を含む）を受講した人又は中堅教員研修を修了した人 ⑤ 下記のア～キのいずれかに該当する人 ア 政令市移行後，市外勤務1回（3年以上）の勤務経験のある人 イ 平成27年度末28年度初までの新潟市立学校人事異動方針に基づき，採用6年経過後，B地域1回，C又はD地域1回の勤務経験のある人 ウ 教務主任，研究主任，生活指導主任，生徒指導主事，進路指導主事，学年主任（3学級以上），保健主事，学部主事または寮務主任を3年以上経験のある人 エ 教職大学院を修了した人，もしくは修了見込みの人 オ 新潟市採用主幹教諭 カ 新潟市マイスター養成塾修了者 キ 新潟市教育委員会が認めた人
日程	5月18日(水) 通知 7月30日(土) 第1次選考検査 9:00～12:00 内容：筆記検査（新潟市教育ビジョン，法令，教育の動向等），論文 11月上旬 第2次選考検査 内容：面接①（人物） 面接②（学校教育の管理・運営，教職員の育成） 3月上旬 結果通知（内示）

※ 受検資格の①，②についてはいずれかを満たすこととする。

※ 主幹教諭選考を併せて行う。なお，主幹教諭のみ受検の場合は，受検資格から⑤を除く。